

第 12 回 志雄地区通学・PTA 部会 報告書

町教委への報告日：令和5年9月26日

開催日時	令和5年9月21日（木）午後7時00分～午後8時10分
開催場所	生涯学習センターさくらドーム21 2階 第一会議室
委員出欠 (志雄地区)	樋川小学校校長 岩網 清美 (部会長) 出席 樋川小学校教頭 岡島 優子 出席 樋川小学校PTA副会長 木村 久利 出席 志雄小学校PTA会長 守田 知仁 出席 志雄小学校PTA母親代表 北山 万里子 出席 南部保育所保護者会会長 昔農 ちひろ 出席
委員以外の出席者	学校教育課小学校統合準備室 主幹 中橋 理樹
会議要旨 (議題及び合意事項)	<p>OPTA 規約第1章～第5章についての決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章、第2章、第3章、第5章・・・決定 ・第4章第7条の会費は、来年度に再来年度の役員の考えも取り入れて考え、再来年度で役員が判断して決めることにするが、原則、「総会で予算の承認を経て決定する」方向でいく。 <p>OPTA 規約第6章～第11章についての協議内容</p> <p>(第6章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「母親代表」という名称を「保護者代表」にできないか。 ・役員の任期は、保護者にとって負担の少ない1年でよいが、会長職だけは引継が必要ではないか。副会長、会長は2年でどうか。 ・「入って得するPTA」というようなPTAに入るメリットを今後知らせたり、例年通りの活動ではなく、何をするかはその時の役員が考えたりすれば、参加しやすくなるのではないか。 <p>(第10章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会は、運営委員会の内容と被るので、なくてもよい。 <p>(第11章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部選出委員会について、地区のことは区長、子供会は子供会で動いているので、PTAの組織に入る必要はないが、地区のPTA行事を保険で補償しているので、残しておくが良い。 ・(1)～(4)の委員会をまとめて1つの委員会にできないか。 <p>○次回(12/21)の協議内容確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校で話し合った内容を持ち寄る
今後の課題 (次回の論点)	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 規約 第6章～第11章の協議決定と第12章～慶弔規定の内容までの協議。
その他 (町教委への 伝達事項等)	
報告者	樋川小学校 教頭 岡島 優子

第12回 小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 次第

日時：令和5年9月21日（木）19：00～

場所：宝達志水町生涯学習センター 2階 第1会議室

1 部会長あいさつ

2 議 事

(1) PTA規約について

① 協議

② 次回検討事項の確認

	6/22 第11回	9/21 第12回	12/21 第13回	2/22 第14回
PTAの適正化	課題把握	考慮のうえ検討		
第1章 名称および事務所	次回協議 内容確認	協議 <input checked="" type="checkbox"/> 決定	—	—
第2章 目的				
第3章 方針				
第4章 会員				
第5章 会計				
第6章 役員	次回協議 内容確認	協議	協議 <input checked="" type="checkbox"/> 決定	—
第7章 監査委員				
第8章 総会				
第9章 運営委員会				
第10章 役員会				
第11章 専門部会	次回協議 内容確認	次回協議 内容確認	協議	協議 <input checked="" type="checkbox"/> 決定
第12章 細則				
第13章 慶弔規定				
第14章 改正				
細則の内容				
慶弔規定の内容				

〇〇小学校 PTA 規約 (案)

第 1 章 名称および事務所

- 第 1 条 本会は、〇〇小学校 PTA という。
第 2 条 本会は、事務所を〇〇小学校に置く。

第 2 章 目的

- 第 3 条 本会は、会員が互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 章 方針

- 第 4 条 本会は、次の方針に基づいて活動する。
(1) 教育を本旨とする団体として活動し、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。
(2) 本会の目的に沿った活動を行い、目的を同じくする他の団体と協力する。

第 4 章 会員

- 第 5 条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。
(1) 〇〇小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者 (以下、保護者という。)
(2) 〇〇小学校の教職員
(3) 本会に賛同する者は、総会の承認を得て、入会することができる。
第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
第 7 条 会費の金額は、細則で定める。(or) 総会で予算の承認を得て決定する。

第 5 章 会計

- 第 8 条 本会の会計経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。
第 9 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第 10 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 6 章 役員

- 第 11 条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名 保護者
(2) 副会長 3名 保護者 (次年度会長、母親代表、母親副代表)
(3) 書記 2名 保護者、教職員、各1名
(4) 会計 2名 保護者、教職員、各1名
第 12 条 役員の任期は、1年 (or) 2年とし、再任を妨げない。
第 13 条 役員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。
第 14 条 役員の任務は次のとおりとする。
(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

コメント 1 事務局

・R4.10 までの部会での協議内容、各小学校の規約 (会則)、文部省の PTA 参考規約 (S23・S29) を基にたたき台として作成。
・統一可能な部分は合同で協議し、最終的には1校ずつ分かれて協議する。

コメント 2 部会 (R5.2.22)

・1~5章は、個別に検討できる。
・6~11章は、まとめて検討が必要。
・12~14章は、組織が決まってから。

コメント 3 事務局

・各校で大きな違いはなかった。

コメント 4 事務局

・各校に共通する部分のみ残した。
・2章及び3章は、PTA 活動の根幹なので全体の活動内容などを踏まえて検討していただきたい。

コメント 5 事務局

・賛助会員を置くかどうか。
・会費の金額は、規約や細則で示すか、総会の予算案で示すか。

コメント 6 部会 (R5.2.22)

・PTA に入らないという選択肢はあるのか。
→PTA 組織そのものが任意団体であり、加入は任意。

コメント 7 事務局

・各校で大きな違いはなかった。

コメント 8 部会 (R4.8.24)

・母親代表という名称は時代に合わない。

コメント 9 事務局

・波線は各校で異なっている部分。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 役員は、必要に応じて、各種会議等へ出席する。

第7章 監査委員

- 第15条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。
- 第16条 監査委員は、総会に報告される会計資料を監査し、総会で監査報告を行う他、随時に会計監査を行うことができる。
- 第17条 監査委員の任期は、1年とする。
- 第18条 監査委員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

コメント 10 事務局
 ・監査委員を役員に含む学校もあったが、役員と監査は役割が違うため、この案では、役員に含めない形とした。

第8章 総会

- 第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。
- 第20条 総会は、毎年4月に開催する他、臨時に開催することができる。
- 第21条 総会の定足数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。
- 第22条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第23条 総会は、次のことを審議する。
 - (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告
 - (2) 役員改選
 - (3) 事業計画、予算計画
 - (4) 規約の制定、改廃
 - (5) その他の重要事項

コメント 11 事務局
 ・各校で大きな違いはなかった。

第9章 運営委員会

- 第24条 総会に次ぐ決議機関として、運営委員会を置く。
- 第25条 ~~運営委員会は、役員、専門委員会の正副委員長、支部選出委員、校長、教頭で構成する。~~
- 第26条 運営委員会は、次のことを審議し、方針を決定する。
 - (1) 本会の目的を達成するために必要な事項
 - (2) 専門委員会からの報告、提案事項
 - (3) 総会の議案
 - (4) その他必要な事項

コメント 12 事務局
 ・総会に次ぐ組織として、運営委員会や、役員会があり、この案では運営委員会とした。
 ・組織及び構成員をどうするか。

第10章 役員会

- 第27条 本会の会務を遂行するため、役員会を置く。
- 第28条 ~~役員会は、会長、副会長、書記(保護者)、会計(保護者)、校長、教頭で構成する。~~
- 第29条 役員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会務の遂行
 - (2) 総会、運営委員会への提出する議案の整理、事前審議

コメント 13 事務局
 ・運営委員会と役割が被るのなら、どちらか一方で良いか。

(3) その他必要な事項

第11章 専門委員会

第30条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実行するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 環境安全委員会
- (4) 教養委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 役員選考委員会
- (7) 支部選出委員会

第31条 専門委員会の委員長、副委員長は各委員の互選により決定する。

第32条 専門委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会は、各学年から選出された学年委員で構成する。
- (2) 学年委員会は、各学年から選出された学年委員3名及び担当教諭で構成する。
- (3) 役員選考委員会は、会長及び副会長で構成する。

第33条 専門委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会は、本会の目的達成のため、運動会その他の企画をし、各委員会の活動の調整にあたる。(運動会、プール当番の割り当て)
- (2) 広報委員会は、広報活動を行う。
- (3) 環境安全委員会は、児童の登下校の安全の確保を図り、環境の美化に努める。(秦仕作業、交通安全指導)
- (4) 教養委員会は、会員の教養を高め、家庭教育の振興を図り、児童の食育を推進する。(給食試食会、研修会)
- (5) 学年委員会は、学年・学級における諸問題等について話し合い、また、学年毎のPTA活動の推進を図る。
- (6) 役員選考委員会は、次年度役員の選考にあたる学年委員を補助し、選考結果をとりまとめる。
- (7) 支部は、細則の規定に基づき設置する。
- (8) 支部選出委員は、細則の規定に基づき選出する。

第12章 細則

第34条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第35条 細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第13章 慶弔規定

第36条 本会の慶弔規定は、運営委員会の議決を経て定める。

コメント 14 部会 (R4.10.26)
・委員会の名称は、総務企画・広報・環境安全・教養とする。

コメント 15 事務局
・上記以外にどのような委員会が必要になるか、構成員をどうするか。

コメント 16 部会 (R5.2.22)
・名称から仕事内容が想像しにくい。
・2校に分かれてから、構成校の実態に応じて協議、名称も必要に応じて変更する。

コメント 17 事務局
・規約は総会でしか改正できないが、運営委員会等で改正できる細則が必要になるか。

コメント 18 事務局
・慶弔規定が必要か。

第37条 慶弔規定を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第14章 改正

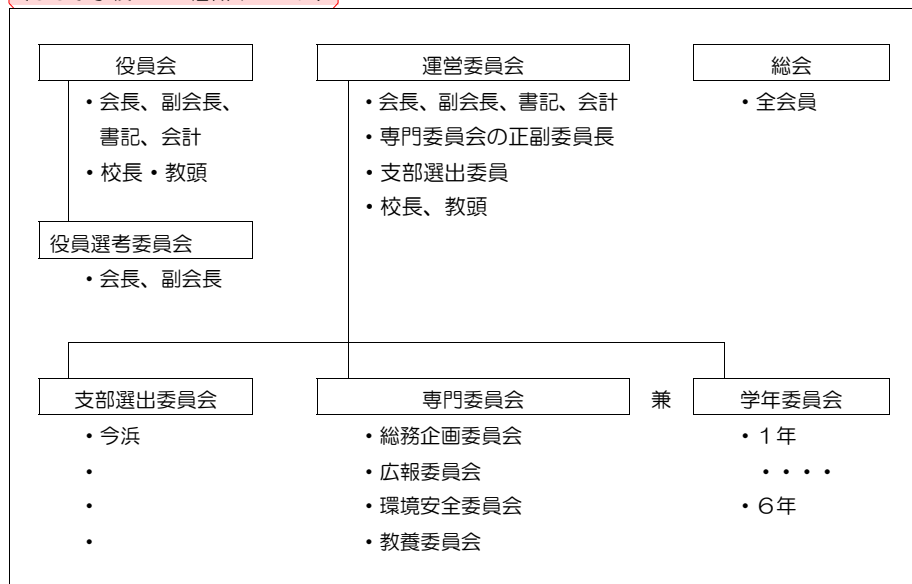
第38条 本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。

コメント 19 事務局
・各校で大きな違いはなかった。

(〇〇小学校 PTA 組織イメージ)



コメント 20 事務局
・イメージであり、規約には載せない。

〇〇小学校 PTA 細則 (案)

第 1 条 本細則は、規約の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 本会の会費は、次のとおりとし、学校事務費に合わせて徴収する。

(1) 保護者会員 (世帯単位とする。)

ア (児童 1 人) 年額 円

イ (児童 2 人以上) 年額 円 ※児童の人数で区分が必要か。

(2) 教職員会員 年額 円

(3) 賛助会員 年額 円

第 3 条 役員、監査委員は、次の区分により、学年毎に選出する。(or) 地区毎に選出する

2 前年度の副会長は会長となり、母親副代表は母親代表となり、書記・会計は監査委員となる。

3 各学年の学年委員は、次年度の役員、監査委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
会長						1名
副会長 (次年度会長)					1名	
副会長 (母親代表)					1名	
副会長 (母親副代表) (次年度母親代表)				1名		
書記 (次年度監査委員)			1名			
会計 (次年度監査委員)		1名				
監査委員			1名	1名		
計		1名	2名	2名	2名	1名

第 4 条 専門委員会の委員は、次の区分により、学年毎に選出し、学年委員会の委員を兼ねる。

2 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会の各委員長は、前年度の副委員長から繰り上がり、副委員長はそれぞれ、新 5 年、新 1 年、新 4 年、新 2 年の保護者から選出する。

3 各学年の学年委員は、次年度の委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

新 1 年生の委員選考は、役員選考委員会が行う。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
総務企画委員会	1名		1名	1名	○1名	◎1名
広報委員会	○1名	◎1名		1名	1名	1名
環境安全委員会	1名	○1名	◎1名		1名	
教養委員会		1名	○1名	◎1名		1名
計	3名	3名	3名	3名	3名	3名

コメント 21 事務局

- ・保護者 1 人あたりとするか、世帯あたりとするか。
- ・会員ではない児童の人数で金額に違いをもたらせるか。
- ・教職員、賛助会員の金額を設定しておくか。

コメント 22 部会 (R4.8.24)

- ・副会長経験者が会長となることで組織の運営がスムーズになる。

コメント 23 事務局

- ・学年からの選出にするか、地区からの選出にするか。
- ・役員の任期を 1 年にするか、2 年にするか。
- ・この案では相見小学校の規定を基に任期を 2 年として作成した。

コメント 24 部会 (R5.2.22)

- ・基本的に学年選出として、最初の 3 年 (2 年) だけは会長を構成校でまわすことも考えられる。具体的な協議は次年度以降。

コメント 25 事務局

- ・任期を 2 年間として、翌年度会長になる副会長を選出する 5 年生以外の学年に、翌年度委員長になる副委員長の選出があたるようにした。
- ・専門委員会と学年委員会の委員を兼務としているが、業務上問題がないか。

コメント 26 部会 (R5.2.22)

- ・学年委員の人数や、具体的な仕事の内容などは何を想定しているか。
- ・2 校に分かれて、構成校の実態に応じて協議する。

◎は委員長、○は副委員長。

第 5 条 次の区分により支部を設ける。

令浜、米出、小川、新道、麦生、宿、竹生野・南吉田、

第 6 条 支部選出委員の定数は、前年度の12月1日現在の保護者会員数（世帯単位）の15分の1とする。

附 則

本細則は、令和7年4月1日から施行する。

〇〇小学校 PTA 慶弔規定（案）

第 1 条 本規定は、細則の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 会員、在籍する児童の死亡
香典 10,000円、生花半対
- (2) 会員、在籍する児童の14日間以上の入院
お見舞い 5,000円
- (3) その他、会長が必要と認めるとき
会長が金額を決定し、次回の運営委員会に報告する。

附 則

本規定は、令和7年4月1日から施行する。

コメント 27 事務局

- ・規定があるのは、相見小学校のみ。
- ・必要かどうか。
- ・設置する場、の地域分けと責務をどうするか。